

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations
Chushokigyo-Chiba

中小企業ちば

2008
No.513
MAY 5

主な内容 [Contents]

p.3 ■トピックス[topics]

平成20年度事業計画(案)まとまる

p.4 ■特集[special article]

「中央会活動指針・行動計画」を策定

p.6 ■施策[measures]

平成20年度の中小企業施策(中小企業庁)

p.8 ■視点[viewpoint]

コンサルタントの目：食品表示について

p.10 ■組合Q&A[coop Q&A]

組合法改正に伴う事業報告書の様式について

p.13 ■ご案内[information]

平成20年度版税制改正のあらまし

p.14 ■景況[business conditions]

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

p.15 ■お知らせ[notice]

平成19年度の新設組合、中央会の組織変更と人事

トピックス

平成20年度事業計画(案)まとめ

本会は3月21日千葉市内において平成19年度第3回理事会を開催し、20年度事業計画(案)、収支予算(案)が審議され、それぞれ原案どおり決定し、今日(23日)の第52回通常総会に上程されることになった。

また、規程の一部を変更①20年度の予算において、銚子支所の運営に係わる補助金が削除されることになったため、19年度をもって銚子支所を廃止②松戸支所の業務内容は組合等の設立、定款の変更等の組合事務の支援が中心であるため、指導相談室に所管を移動する事務局組織の変更が決定した。

〔平成20年度事業計画(案)〕

■基本方針

事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、その共同事業を通じて中小企業の経営合理化・高度化、取引条件の改善、資金調達、円滑化、経営革新、人材育成、研究開発等に大きな役割を果たすとともに、中小企業政策の受け皿としても機能を発揮してきた。今

後においても、ますますこれらの役割・機能は重要となり、地域経済と中小企業がおかれている閉塞的な状況を打破するためにも、中小企業連携組織が新たな事業展開を図って、その本領を発揮することが求められている。

本会は、これら中小企業連携組織に対する専門支援機関として、中小企業と中小企業連携組織のニーズを的確かつ真摯に受け止め、中小企業連携組織の更なる飛躍と発展のため、迅速かつ積極的に事業活動を展開することとする。

■組合等への指導・支援機能の強化

1. 中小企業の経営革新の支援
- ①新連携・経営革新促進事業②組合等分野開拓支援事業③小規模企業等先進的経営支援拠点事業
2. 巡回指導の徹底、中小企業診断士等専門家を活用した継続指導の実施
- ①連携組織活性化事業②個別専門指導事業③組合員企業情報のデータベース作成④組合事務局強化事業

- 業⑤組合活動実態調査⑥労働事情実態調査⑦中小企業団体情報連絡員の設置⑧中小企業景況調査事業
- 3. ワンストップサービスによる創業・連携支援

- ①指導員等研究会事業②中小企業大学校研修事業③中小企業特別相談員設置事業④他の支援団体、金融機関等との連携強化
- 少子・高齢化社会に対応する中小企業への支援
- 1. 団塊世代の熟練技能者や仕事と子育ての両立を目指す女性達の創業支援

- ①創業・連携推進事業②小規模企業等先進的経営支援拠点事業③次世代育成支援対策推進センター事業
- 大学・企業・組合間のコーディネート機能の強化
- 1. 企業と大学、組合と大学等、多様な連携ニーズのマッチングを支援

- ①新連携・経営革新促進事業②千葉県異業種交流融合協議会の運営支援
- 地域産業資源を活用した新たなビジネスの創出支援
- 1. 市場ニーズに合ったビジネスの育成により地域資源の活性化を

支援

- ①地域資源育成事業②小規模企業等先進的経営支援拠点事業
- 中小企業のBCP策定支援
- 1. 中小企業のリスク管理、防災等地域貢献活動を支援
- ①中小企業BCP策定支援事業
- 中小企業のIT活用支援
- 1. 中小企業が行なうITを活用した経営管理を支援

- ①組合指導情報整備事業②小規模企業等先進的経営支援拠点事業
- 雇用・労働関係事業の推進
- 1. 雇用・労働関係事業の強力な推進
- ①千葉県人材活用等推進事業②中小企業労働契約支援事業③創業・連携推進事業④次世代育成支援対策推進センター事業

- 改正組合法等の更なる周知と中小企業組合支援
- ①改正組合法普及円滑化対策研究会②活性化情報提供事業
- 中小商業・サービス業等の活性化支援
- ①連携組織活性化事業②活性化情報提供事業

- 中小企業・組合運動及び広報活動の強力な推進並びに組合等の表彰

1. 政策提言活動の強力な推進
- ①商工3団体の連絡強調事業②国・県等への要望・陳情活動
2. 地域経済・産業振興支援の推進
- ①官公需情報収集提供事業
3. 広報活動の強力な推進
- ①活性化情報提供事業
4. 組合等の表彰

〔平成20年度収支予算(案)〕

〔収入〕

- ▼会費4551万円▼補助金1億8354万円▼分担金330万円
- ▼受託事業1818万円▼雑収入260万円▼特別会計繰入1050万円▼計2億6364万円

〔支出〕

- ▼県補助対象事業費2億1182万円▼全中補助対象事業費137万円▼受託事業費1818万円▼管理費3181万円▼予備費44万円▼計2億6364万円

■理事会・総会のご案内

◎平成20年度第1回理事会(決算、5月9日午後3時、千葉市「ホテルポルトプラザ」)

◎第52回通常総会、5月23日午後2時30分、千葉市「ホテルポルトプラザ」

「中央会活動指針・行動計画」を策定

本会はこのほど、「中央会活動指針・行動計画」を策定した。

近年の中小企業施策は地域や業界全体の底上げを目指すという従来のやり方から市場原理に基づくものへと方向転換し、さらに中央会への国庫補助金の廃止や、中小企業の長期低迷による会員組合の減少等、中央会を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

こうした中で、本会は平成18年度及び19年度の2年間に亘り、千葉県所管課の指導の下に「中央会活動指針・行動計画」を策定した。今後の中央会活動はこの指針等に基づき事業展開することになる。以下は活動指針の骨子。

組合の活性化及び新たな連携からの視点

■ 目指す方向性

中央会としては、組合法に規定された組合等に対する事業及び経営の指導事業の精度を高めるとともに、中小企業連携組織に対する指導支援を

行うことにより、地域経済の振興や中小企業の健全な発達を図るため、積極的な取り組みを行なう。

■ 活動内容

①組合等への指導・支援機能の強化②少子・高齢化社会に対応する中小企業への支援③大学・企業・組合間のコーディネート機能の強化④地域資源を活用した新たなビジネスの創出支援⑤中小企業のBCP策定支援

■ 人材からの視点

■ 目指す方向性

職員のモチベーションやモラルの向上を図るために、職員の待遇改善と教育研修等を実施することにより、職員の資質向上を図り、県内中小企業連携組織のシンクタンクとして、また、コーディネート機関として県内中小企業の振興に寄与する。

■ 活動内容

- (1) 計画的な教育訓練の実施
- (2) 人事評価システムの導入
- (3) 実力評価による昇進・昇給
- (4) 資格取得者への奨励金授与

■ 組織からの視点

■ 目指す方向性

複雑化、多様化、専門化していく組合等のニーズに迅速かつ的確に対応し、会員サービスの向上を図るため、より柔軟で機能的な組織体制を構築する。

■ 活動内容

- (1) 平成19年4月から管理部門を区分し、支援部門を集中することにより機動的、弾力的配置を志向して4部1室体制から2部1室体制に移行。さらに、支所は銚子支所については平成19年度末をもって廃止。松戸支所は20年度末の廃止に向けて検討する。
- (2) 事業評価に基づく事業の

クラップ&ビルドを行い、必要性があれば補助金以外の事業も実施する。

■ 財政からの視点

■ 目指す方向性

予算に占める県補助金の依存比率を下げる。

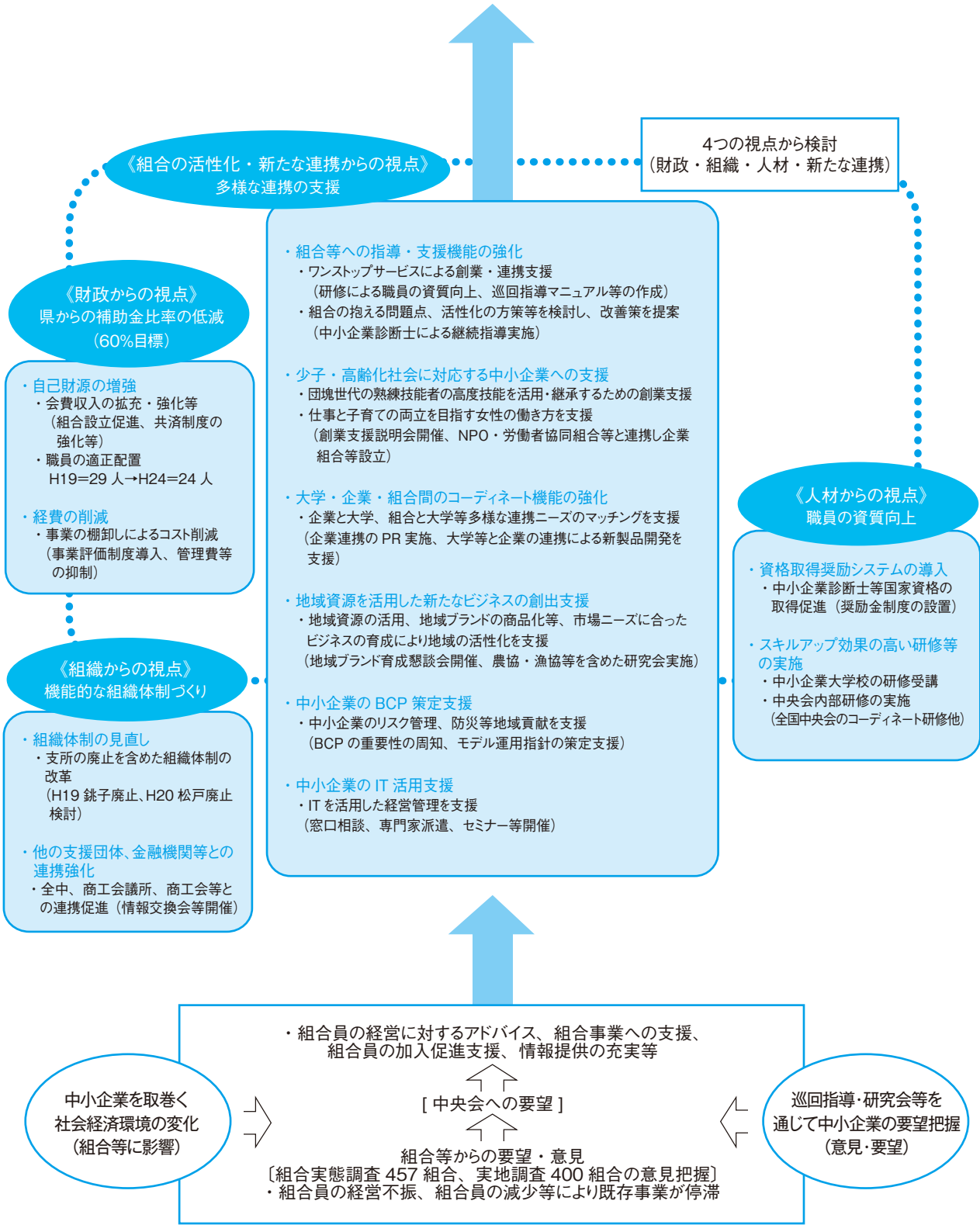
継続雇用制度の導入、(株)幕張メッセへの出資金、入居している中小企業会館の賃借料問題等、今後の中央会の財政状況は厳しくなる。これに対応するためには、収入増を図るための事業等を検討するとともに、無駄な経費を削減していく努力が必要。

■ 活動内容

- (1) 補助金比率の低減⇨補助対象者の計画的な削減と収益事業や会費の見直し(目標、平成23年度⇨60%未満)。
- (2) 経費の削減⇨職員の意識改革等様々な方法による経費削減の徹底と会費値上げの検討。

中央会の目指すべき方向

中小企業・地域経済の活性化を実現



平成20年度の中小企業施策

(中小企業庁)

平成20年度予算の政府案がこのほど閣議決定された。中小企業対策費は、政府全体で1760億円、このうち中小企業庁所管分は1304億円であった。

以下は中小企業庁所管分の概要。

▽「農商工連携」の促進103億円▽「頑張る小規模企業応援プラン」の促進90億円▽事業承継の円滑化25億円▽資金調達の円滑化207億円▽下請適正取引等の推進6億円▽地域中小企業の再生支援45億円

「農商工連携」の促進

- 地域産品による新商品開発等の支援 ▯ 地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等）を活用した新事業や、農水産品を原材料として活用した新商品の開発等を支援します。
- I-T活用による生産性向上・販売促進 ▯ 中小企業者・農業者がI-T経営の実践を進めるための取り組みを支援するほ

か、直販サイトの立ち上げや電子タグなどを活用した生産・流通の効率化に向けた取り組みを支援します。

□ 地域産品の輸出促進 ▯ 地域産品の輸出促進のため、品目別輸出会議の開催、主要輸出品場における調査等を実施します。

□ 農商工連携に関する新規立法措置 ▯ 中小企業者と農林漁業者とが連携して行なう新事業活動を支援するため、中小企業者と農林業者との連携による事業活動の促進に関する法律案を提出します。また、農商工連携型の企業立地を促進するため、企業立地促進税制の対象業種に食料品製造業等を追加するなどの支援策の拡充を行い、企業立地促進法の改正案を提出します。

小規模事業者のサポート充実

- 財務会計の整備支援 ▯ I-Tを活用して、小規模事業者が記

帳を行い、経営力の基礎である財務会計を整備できるように支援します。財務状況や経営課題を明確化し、さらなる経営支援に活用します。

□ マル経融資の迅速化等 ▯ 財務会計を整備した小規模企業に対して、国民公庫によるマル経融資の迅速化、その他国民公庫融資の迅速化を行います。また、マル経融資制度の利便性を向上すべく、制度改革を行います。

□ 全国の拠点できめ細やかな経営支援 ▯ 全国300箇所、先進的な経営支援を行うモデル拠点を整備します。拠点には、コーディネーターを配置し、各分野の専門家を企業に派遣するなど、I-Tや販路拡大等小規模企業が直面する経営課題に、きめ細かく対応します。

事業承継の円滑化

- 事業承継税制の抜本拡充
- ① 自社株式の相続税の特例措

置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅拡充

② 5年間、雇用を確保しつつ事業を継続し、その後、株式保有を継続すれば、最終的に納税が免除される。

*中小企業全般が対象です。現行制度のような株式総額要件はありません。中小企業基本法上の中小企業が対象です。

*新たな制度は、2008年秋から実施される予定です。

□ 専門家のサポート・融資制度の拡充 ▯ 全国100箇所「事業承継支援センター」を開設します。センターでは、開業マツチング支援をはじめ事業承継について専門家がサポートいたします。

さらに、事業承継を支援する融資制度も拡充します。親族内承継、親族外承継を問わず、様々な事業承継の資金ニーズに対応できるようにします。

□ 事業承継円滑化のための新立法の制定 〓 事業承継を円滑化するための総合的かつ包括的な新規立法を通常国会に提出しました。新法には、経営者が後継者へ自社株式を円滑に承継することを可能にするための民法の特例や、事業承継時の金融支援、税制上の措置の枠組みといった内容を盛り込みます。

原油高騰・建築着工減への対策

【金融対策】

□ 政府系中小企業金融機関によるセーフティーネット貸付や信用保証協会のセーフティーネット保証を実施しています。

□ 政府系中小企業金融機関や信用保証協会に係る既往債務については、個々の中小企業者の実情に応じて、返済条件の緩和を行なっています。

□ 建築関連におけるセーフティーネット保証の対象業種については、平成19年11月に関連15業種の追加を行い、影響の広がりを踏まえて12月に、新たに20業種（左官工事業、電気

工事業、管工事業等）を追加しました。

【下請適正取引等の推進】

□ 原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対して、検査を積極的に実施し、厳正に対処します。

□ 原油高に伴う下請事業者への配慮等を、関係事業者団体等に要請しています。

【特別相談窓口】

□ 政府系中小企業金融機関、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、各経済産業局に特別相談窓口を設置し、相談に応じています。

金融サポートの充実

□ マル経融資の迅速化・利便性向上（小規模事業者のサポート充実を参照）

□ 売掛債権の早期現金化支援 〓 手形取引が減少する中で、運転資金不足を克服できるように、事業者が売掛債権を早期に現金化できるよう支援する制度を新設します。

□ 予約保証制度の創設 〓 急な資金ニーズに対応できるように、

保証枠を予め確保する予約保証制度を創設します。

□ 新規立地・企業再建に対する低利融資 〓 中小企業の新規立地に対する低利融資制度を創設します。また、中小企業の企業再建に対する融資の金利を引き下げます。

下請適正取引の推進

□ 下請適正取引推進センターの整備 〓 中小企業者の「駆け込み寺」機能を持つ「下請適正取引推進センター」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を行います。

□ 取締りの強化、体制の充実 〓 （下請適正取引等の推進を参照）

□ 平成19年12月11日、同法違反の疑いのある行為に関する積極的な情報提供を促すべく、中央会等の商工団体に対して、公取委事務総長と中小企業庁長官の連名で要請を行いました。

□ 検査体制を強化し、事業者

に対する書面調査を増大する等、下請代金法違反事件処理体制を強化します。

□ 原油高の価格転嫁について周知徹底を行いました。

地域中小企業の再生支援の強化

□ 中小企業再生支援協議会の機能強化 〓 発足以来、約1万3000社の相談に応じ、約1600件の再生計画策定支援を完了し、10万人以上の雇用を確保する等、着実な実績を積み上げてきた協議会の機能を更に強化し、本格化する地域中小企業の再生ニーズに対応します。

□ 各協議会の活動支援の強化 〓 中小企業再生支援協議会の支援体制を拡充し、各協議会の活動支援を強化します。

□ 信用保証協会との連携 〓 再生局面において主債権者となるケースが多い信用保証協会と再生支援協議会との連携を強化するとともに、信用保証協会の再生支援機能を充実します。

「インサルト」の目

食品表示について

相変わらず食品に関する不祥事が続いている。一連の食品偽装騒動は一応落ち着いた様相を呈しているが、現在は中国産ギョウザの農薬混入事件が世間をにぎわしている。

食品偽装事件は本来あるべき姿（食品表示）を結果的に偽装した事件である。

今回、食品表示について考えてみたい。

1. 食品表示とは

食品表示の最も基本的なものは『食品成分表』で、我が国において常用されている食品について標準的な成分値を収載したものである。

一般的な食品表示とは、消費者にとってのすべての飲食物品の品質を、判断し選択する上でなくてはならない品質表示基準である。

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使

用したりする上で重要な情報源となっている。

また、その食品がいつ、どこで、だれによって作られたか、その内容にどのようなものが含まれているか等は、消費者等その食品を使用する者にとって、重要な関心事であるばかりでなく、食品についての責任の所在を明確にし、飲食に起因する事故防止のために重要なことである。

2. 食品表示に関する法律

食品表示は複雑で分かりにくいという声を良く聞く。それは食品表示を規定する法律が複数あり、夫々が食品表示の基準を定めており、その基準に合う食品表示をするように義務づけられているからである。

食品表示は理解しやすい用語で正確に、消費者が容易に表示の内容について確認できるように行われなければならない。また、その表示が消費者に誤認されないよう

注意しなければならない。

食品表示に関する法律

法律等の名称	部門	表示等の主旨
食品衛生法	厚生労働省	飲食による衛生上の危害発生の防止
JAS法	農林水産省	原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する
景品表示法	公正取引委員会	虚偽、誇大な表示の禁止
計量法	経済産業省	適正な計量の確保、内容量等の表示
健康増進法	厚生労働省	健康及び体力の維持向上 健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等の禁止

3. 食品衛生法による食品表示基準

食品衛生法は、食品の安全を確保する観点から、食品一般の容器包装された加工食品等の表示基準を定め、また虚偽・誇大表示や広告、添付文書の規制も定め、さらに遺伝子組み換え表示や、アレルギーに関する表示についても定められている。

4. JAS法による品質表示基準

日本農林規格 Japan Agricultural Standards の頭文字で『農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律』の制度をあらわす。

従来、特定品目に限定されていた品質表示基準が、平成12年の改正JAS法により、対象が生鮮食品、加工食品全般に拡大された。

1) 生鮮食品品質表示基準

生鮮食品の共通表示事項は、名称、原産地（包装されている場合は、内容量、販売業者氏名住所を

記入)である。

① 農産物

原産地は、国産品は都道府県名(市町村名その他一般に知られていない地名可)である。

輸入品は、原産国名(一般に知られていない地名可)である。

② 畜産物

原産地は、国産品は「国産」(主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られていない地名可)で、輸入品は、原産国名(一般に知られている地名は不可)である。

③ 水産物

原産地は、国産品は水域名又は地域名(養殖場の属する都道府県名)で、水域名困難の場合は、水揚げ港名又は都道府県名となり、輸入品は原産国名(水域名の併記可)である。

* 解凍物、養殖物にあつては、その旨の表示が必要である。

④ 表示の方法

小売販売業者は容器包装の見やすい箇所又は、製品に近接した場所に表示する。

卸、中卸等の流通業者は、容器包装への表示のほか、送り状や納品書等に表示してもよい。

2) 加工食品品質表示基準

製造又は加工された食品(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の共通表示事項は、次のとおりである。

但し、飲食料品を製造・加工し、一般消費者に直接販売する場合又は、飲食店等で直接飲食させる場合は対象外となる。

① 名称…一般的な名称を記載。品名・種類別等である。

② 原材料名…食品添加物以外の原材料は、重量順に一般的な名称で記載する。食品添加物は、重量順に食品衛生法に従い記載する。

③ 内容量…固形物に充填液分を加える場合は固形量等と表示する。

④ 賞味期限…品質が急速に変化する場合は消費期限を記載する。

⑤ 保存方法…温度等、常温保存の場合は省略できる。

⑥ 製造業者等氏名及び住所…加工者・販売者氏名住所でもよい(輸入品にあつては、輸入業者名とする)。

* 輸入品にあつては、「原産国名」を記入する。

⑦ 表示の方法

容器又は包装の見やすい箇所に表示する。

⑧ 様式

次のように枠で囲い、順番に一括表示する。分割表示してもよい。

表示名

名称
原材料名
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

5. 食品の期限表示について

全ての加工食品には、賞味期限又は消費期限のどちらかの期限表示が表示されている。(一部の食品を除く)

1) 賞味期限 Best-before

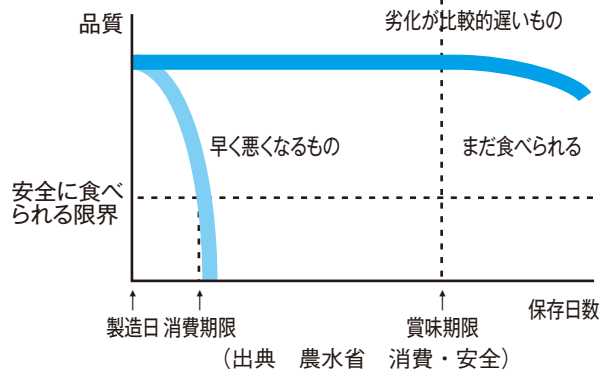
おいしく食べることができ期限でこの期限を過ぎても、すぐ食べられないということではない。定められた方法により保存した場合に、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。

ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるといえる

2) 消費期限 Use-by date

製造日から概ね5日以内の期限

賞味期限と消費期限のイメージ



で、これを過ぎたら食べない方が安全である。定められた方法により保存した場合に、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い、安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

食品偽装の多くは食品に付けられた表示内容を偽ったもので、今のところ人の命にかかわる影響は少ないが、その可能性は多分にある。食品関連事業者は、食品表示に関して、今迄以上細心の注意を払うべきである。

(中小企業診断士 布施光義)

組合法改正に伴う事業報告書の様式について

事業報告書は、通常総会において組合の事業年度内における事業活動等を組合員や所管行政庁に報告する書類で、その内容は組合の事業活動を的確に記載することが求められています。中小企業等協同組合法が改正されたことに伴い、事業報告書の作成様式が変更されました。記載しなければならない項目は、中小企業等協同組合法施行規則第83条から第86条に規定されていますが、該当しないものは記載する必要はなく、また組合の実情に応じて記載すべき事項を追加することは差し支えありません。

以下に事業報告書のサンプルを掲載しましたので参考にしてください。簡易版の様式は本会のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。[URL://www.chuokai-chiba.or.jp](http://www.chuokai-chiba.or.jp)

詳細については本会指導相談室[TEL.043-242-3277]又は松戸支所 [TEL.047-368-3992] までお問い合わせください。

事業報告書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

I 事業活動の概況に関する事項

1 事業年度末日における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果

(1) 組合及び組合員をめぐる経済・経営状況（一般的経済状況、組合を取り巻く環境などを記載）

(2) 共同事業の実施状況

① 共同購買事業

組合員が需要する次のものを組合員から委託を受けて、組合が購買することにより実施した。

品目	購買量	購買高	手数料率	手数料収入
A品	〇〇個	〇〇円	購買高の〇%	〇〇〇円
B品	〇〇リットル	〇〇円	購買高の〇%	〇〇〇円
計		〇〇円		〇〇〇円

② 〇〇事業（当該事業年度における主要な事業の内容・経過及び成果を事業ごとに簡潔に記載）

2 増資及び資金の借入その他の資金調達状況

資金実績表

資金運用実績		資金調達実績	
1 固定資産投資	×××	1 増資	×××
2 借入金返済額	×××	2 借入金	×××
3 出資・利用分量配当金	×××	3 当期純利益金額	×××
4 〇〇〇	×××	4 減価償却費	×××
5 差引運転資金増減	×××	5 〇〇〇	×××
資金運用合計	×××	資金調達合計	×××

（当該事業年度中に新たな資金調達をした場合に記載）

3 設備投資の状況

① 組合事務所建設（改修） 取得（改修）価格 ×××円

② 駐車場〇台分 取得価格 ×××円

（当該事業年度中に設備投資を実施した場合に記載）

4 業務提携等重要事項の概要

〇〇についての業務提携先 〇〇市 〇〇株式会社

子会社 〇〇株式会社 資本金×××円 当組合の出資比率×% 事業内容〇〇〇

（業務上の提携、子会社に対する会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があった場合に、その状況を記載）

■ 組合 Q & A

5 直前3事業年度の財産及び損益の状況（当該年度は含まない）

項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	×××	×××	×××
純資産合計	××	×	×
事業収益合計	××	××	×
当期純利益金額	×××	×××	×

6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項

現状

課題

今後の対応

（組合が対処すべき課題等、組合の現況に関する状況の中で重要な事項がある場合に記載）

II 運営組織の状況に関する事項

1 総会の開催状況

第○回通常総会

開催日時 平成 年 月 日 時

開催場所 ○○市○○ホテル

出席組合員数 ○○人

出席方法 本人出席○人、委任状出席○人、書面出席○人

出席理事・監事数 理事○人、監事○人（本人出席）

議案及び議決状況 第1号議案 平成○年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

第2号議案 平成○年度事業計画及び収支予算承認の件

（いずれも満場一致で原案どおり承認）

2 理事会の開催状況

第○回理事会

開催日時 平成 年 月 日 時

開催場所 組合事務所

出席理事・監事数 理事○人、監事○人

出席方法 本人出席○人、書面出席○人

議案及び議決状況 第1号議案 ○○の件（満場一致で原案どおり決定）

3 委員会・部会等の開催状況

○○委員会

開催日時 平成 年 月 日 時

開催場所 組合事務所

出席数 ○人

議案及び議決状況 第1号議案 ○○の件（満場一致で原案どおり決定）

（当該事業年度中に開催した会議の開催状況（日時、場所、出席者名、議案とその議決状況を記載））

4 組合員数及び出資口数の増減

（1口金額 ×××円）


	前年度末	増加	減少	本年度末
組合員数	名	名	名	名
出資口数	口	口	口	口
出資総額	円	円	円	円

5 役員に関する事項

(1) 役員の名、職制上の地位及び担当並びに兼務役員についての重要な事実

地位	氏名	担当	兼務役員の状況（会社名・役職名）
理事長	○○○○		(社)○○ 理事長
専務理事	○○○○	総務	
理事	○○○○	会計	
監事	○○○○	特定監事	
			○○(株) 代表取締役（員外）

（役員は直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。兼務役員は組合の役職以外についている外部会社等における役職、ただし、員内役員については組合員企業における役職を除く。）

 次ページへ

 前ページから

(2) 辞任した役員の氏名

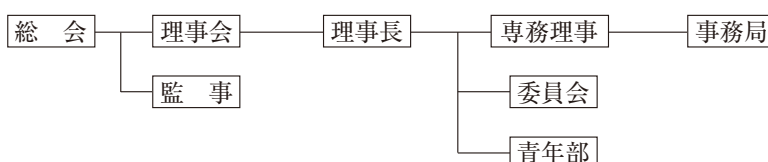
地位	氏名	退任月日・退任事由
理事	〇〇〇〇	〇年〇月〇日・辞任

6 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人数	人	人	人	人
平均年齢	歳	—	—	歳
平均勤続年数	年	—	—	年

(2) 組織図



(事業年度の末日後に変更があった場合には、当該変更事項を反映させるものを記載)

(3) 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要

名称	〇〇異業種融合化協議会
目的	新製品の研究開発と販路の開拓
活動(事業)概要	専門機関と月1回の研究会を開催

7 施設の設置状況

(1) 主たる事務所

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

(2) 組合所有施設

施設の名称	施設の概要	所在地
〇〇組合会館	事務所、会議室	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
駐車場	〇台分(〇〇㎡)	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

8 重要な子会社(関連会社)の状況

(1) 子会社(関連会社)

称号 〇〇株式会社
 代表者名 〇〇〇〇
 所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 資本金額 ××××千円
 議決権比率 〇〇%
 主な業務内容 〇〇品の販売

9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

- (1) 定款変更に関する事項(事業、公告の方法、地区、役員の数・任期の変更など)
- (2) 〇〇規約の変更、〇〇規程の制定
- (3) 〇〇委員会の設置、青年部の設置など

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

(災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生・解決及び事業年度末日以降に発生した組合運営に大きな影響を与える後発事象を記載)

平成20年度版税制改正のあらまし

経済活性化、競争力の強化

■研究開発税制

研究開発投資への誘引をより高める観点から、研究開発税制が拡充されます。具体的には、現行の試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、試験研究費を増加させた場合と売上高に占める試験研究費の割合が一定の水準を超える場合のいずれかを選択して適用できる税額控除制度。

〔平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。〕

■情報基盤強化税制

①対象設備等の追加

部門別・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものが追加されます。

②取得価額の合計額の最低限度の引き下げ

資本金1億円以下の法人

(現行) 300万円→70万円

〔適用期限が2年延長され平成22

年3月31日までとなります。〕

中小企業・ベンチャー税制

■エンジェル税制

起業期のベンチャー企業に対する資金を広く呼び込むため、一定の特定中小会社に出資した金額について、1000万円を限度として寄附金控除を適用する。

特定中小会社が発行した株式を取得した場合の特例

特定中小会社は次の要件を満たすもの。(①設立1年目の特定新規中小企業者②設立2、3年目の特定新規中小企業者で、営業活動によるキャッシュフローが赤字であるもの)

〔平成20年4月1日以後に特定中小会社の株式を払込みにより取得する場合。〕

■教育訓練費の特別控除

①税額控除割合の改正

教育訓練費の継続的な増加が困難な中小企業が利用しやすい仕組みに改組されます。適用事業年度の労働費用に占める教育訓練費の

割合が一定水準(0・15%)以上の場合に、当該教育訓練費の総額の8・12%に相当する税額が控除される制度に改正されます。

(3)その他適用期限の延長(平成22年3月31日までの2年間)

①交際費等の損金不算入制度

②欠損金の繰戻し還付の不適用制度

③小額原価償却資産の取得価額(30万円未満)の損金算入の特例

事業承継税制

■取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度

非上場株式等に係る相続税の軽減について、現行の自社の相続税の課税価格を10%軽減する方式から自社株の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度に拡充されます。この場合の対象企業は中小企業基本法上の中小企業者とされます。

この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることが検討されています。

*被相続人の要件 ①会社の代表者であったこと ②同族関係者と合わせて株式の過半数保有か

つ親族内で筆頭株主であった者

*相続人の要件 ①会社の代表者であること ②相続により、同族関係者と合わせて株式の過半数保有かつ親族内で筆頭株主となること

*経済産業大臣の確認が必要

〔平成21年度税制改正において創設し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行日以降の相続に遡及して適用する。〕

原価償却制度

■法定耐用年数の見直し

機械・装置を中心に、資産区分を整理するとともに法定耐用年数の見直しが行われます。また、機械・装置の区分が現行の390区分から日本標準産業分類の区分の55区分に大括りされます。

〔既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以降開始する事業年度について適用されます。〕

■耐用年数の短縮特例

承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合には、承認不要とする等の簡素化が行われます。

*このご案内及び6ページの中小企業対策予算の記事は閣議決定された政府案に基づいています。国会審議の過程で修正される場合がありますのでご注意ください。

情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向
3月

パン製造 【県内全域】
平成20年度パン・米飯加工賃の改定交渉が妥結し4月より新価格でのスタートとなる。

味噌製造 【県内全域】
原油と大豆・米・塩等の原料の高騰が続く中で価格改定が発表されていたが、円高によりスーパーが輸入品の値下げをしたために当初予定の「味噌の値上げ」が順調に行くかどうか問題である。

シャツ製造 【千葉県・東京都】
前年同月比は悪い。業界は今でも海外へ多く依存している模様。

製材 【県内全域】
昨年、県銘木の山武杉を建築材料として活用するLTPグループ「木と土の家」が山武地域の11社で立ち上げられた。このほど組合としての初の工事として、山武市殿台にある「山武市歴史民俗資料館」改修工事が施工・完成した。

製材 【木更津】
3月入港予定のロシア材が、現地の事情により4月に延期となる。

印刷 【千葉】

全般的な不況の中で広告印刷が増えることは無い。2～3月にかけての倒産不安がはしり、設備投資の見送りが増えている。また、用紙の古紙混入問題で値上げがストップしているが、4月からPC用紙が40～50%の大幅な値上げとなる。

生コン製造 【県内全域】

2月の前年比は80%で、4～2月の累計前年比は87・9%。数量の大幅減に加え、先の見通しが全く無く、更に落ち込む可能性が大。その上、セメントや運賃などの値上り分のコストアップを吸収しきれず、価格転嫁が課題である。極めて深刻な状況。

電気鍍金 【県内全域】

受注量・売上高等は、ある程度の数字を示しているが、原油や資材が高止まりのため収益は悪化してきている。

鉄工 【千葉】

景況が悪く、先行きに対する警戒感が更に強くなっている。

機械部品製造 【野田】

コストアップの価格転嫁が追いつかず、収益は依然として厳しい。

土砂採取 【県内全域】

東京国際空港拡張事業(羽田D

滑走路建設工事)に伴い千葉県中部地区(市原・袖ヶ浦・君津・木更津・富津市)から山砂の搬入が開始された。この地区においては時限的に明るい兆しは見えている

が、原油価格高騰等を受け、運搬業者(タンブカー・船舶)に大きなダメージを与えている。

石油製品製造 【富津市他】

業界的にはそれ程悪くない。

食肉卸売 【県内全域】

豚肉が値上がりし売上減。飼料価格も高騰し景気に響いている。

建築材料卸売 【県内全域】

建築基準法改正に伴う建築確認手続きの遅れは、やや正常化の兆しがある。しかし、空白期間が半年以上あり、民需の回復は来月下旬以降の見通だ。需要減・コストアップのダブルパンチに収益は悪化し、運転資金問題の発生など、著しく景況は悪化している。

メーカーは新年度から、期間限定した契約形態に変更し、価格改定出来ないユーザーに納入拒否する構えである。仕入れ価格アップをいかに売値に転嫁出来るかに流通商社の存亡がかかっている。売り先の与信不安と資金不足問題が懸念され、卸商社と共に、零細建材

店の廃業・倒産が顕在化している。

自動車解体 【県内全域】

鉄スクラップ市況は3月も強含みで推移しており、仕入れ価格の競争がますます激しい。従って、スクラップの売値は上がっているものの、粗利は増えないか、むしろ減少気味という結果になっており、解体業者の経営は苦しい。

小売 【柏】

3月に入って、暖かい日が続き、春物衣料を中心に売れている。仕入れ価格の上昇分を販売価格に転嫁できず、収益は良くない。

小売 【東金】

新入学関連商品は、年々動きが鈍くなってきている。春のファッションも寒さが続いたこともあり、立ち上がりが遅かった。

小売 【野田】

卒業・入学・新社会人の関連商品に動きはあるが、春休みに入ってから、売上が低迷している。

小売 【大網白里】

消費の波が小さくなっている。特にイベントに対する需要は冷めている。

中古車販売 【県内全域】

直販はまだら模様になっており、依然として掴みどころの無い先行

きの不安感が広がる。

農業機械販売整備 【県内全域】

業界の不況部門は新品の販売部分のみである。その他の中古販売、中古部品、資材等は全てプラス。

建設揚重 【県内全域】

稼働率は低迷中。

学習塾 【県内全域】

春期講習の申込者も例年通りというところである。

ソフトウェア 【千葉】

年度末の駆け込み需要により、売上・収益は好転するの。

遊覧船 【鴨川】

本年度は土・日の天候不順が多く、全体では落ち込んだ。

一般廃棄物処理 【千葉】

3月は引越シーズンで一年を通して一番忙しい月であった。

貨物運送 【野田】

3月は年度末需要があり忙しいが利益はまだ期待出来ない。ガソリン税が停止した際に値下げ要求されそうである。

取引先に入入りしている茨城県の業者が1社倒産した。

お知らせ

平成19年度の新設組合

昨年度に設立された組合は次の17組合です。ご紹介します。(組合名、代表者名、資格事業、共同事業の順)

▽関東中央クリーニング(協) 小柳由紀男、洗濯業Ⅱ共同購買、受注斡旋▽関東テック(協) 根本進、一般貨物、港湾、土木、自動車整備業Ⅱ共同購買、労務管理、研修生▽総合アセスメント事業(協) 榎本敦幸、土木建築サービス、一般土木建築、電気工業他Ⅱ共同受注、斡旋、共同購買▽関東ビジネス・ネットワーク(協) 浅野実、製造、建築材料卸、印刷業Ⅱ共同研究開発、研修生▽住環境整備(協) 今野文明、一般土木建築、建物リホーム、管工事業Ⅱ共同受注、斡旋、共同購買▽柏鷺野合テクノパーク(協) 石澤宏之、プラスチック、ポルトナット製造、食料品製造業Ⅱ共同販売、研究開発▽銚子香取建設業(協) 小林誠英、一般土木建築工事業Ⅱ共同受注、斡旋、共同購買▽香取市木材(協) 斉藤巨弘、製材、木製品製造、建築材料卸売業Ⅱ共同販売、共同受注▽

市原緑地整備(協) 若井健治、造園工事業Ⅱ共同受注、共同購買▽柏市環境サービス(協業) 大山幸吉、し尿収集運搬業Ⅱし尿の収集運搬▽秀じい(協) 西潟大策、耕種農業Ⅱ共同販売、共同購買▽アジア経済・技術交流(協) 前田一美、異業種Ⅱ共同購買、調査研究、研修生▽京葉パレル(協) 安藤順哉、縫製業Ⅱ共同受注、共同購買、研修生▽八街市管工事協 堀部広一、管工事業Ⅱ共同受注、共同購買▽葉っぱや(協) 野本一弘、耕種農業Ⅱ共同販売、共同購買▽JCL技術者(協) 中野陽光、ソフトウェア、機械器具小売業Ⅱ共同販売、共同購買▽海上パレル(協) 伊藤善人、縫製業Ⅱ共同受注、共同購買

定款規定の見直しを

本誌で再三お知らせしておりますが、定款で理事の任期を「3年」と規定している組合は、改正組合法によれば違反になるため定款変更する必要があります。

また、従来の定款規定では十分なものでも法令違反でない限り問題ありません。さらに従来の定

款よりも法令の方が緩和されている場合は変更すると便利なものもあります。変更しなければ従来の定款規定がそのまま生き、それにしばられます。

例えば総会の招集手続きは10日前到達(定款で短縮可)、議案の通知などの一定の要件が規定されていますが、今回の改正でこれらの手続きを省略することができるようになりました。その方法は組合員全員の同意を得ることが必要です。しかし、従来の定款には一定の招集手続きが規定されていますので、省略するには定款の変更が必要になります。

なお、今回の改正に伴い次のような箇所で見直しが考えられます。

- ① 公告の方法
- ② 役員任期
- ③ 代表理事の職務
- ④ 総会の招集手続き
- ⑤ 総会の議事録
- ⑥ 理事会の招集権者
- ⑦ 理事会の議決
- ⑧ 理事会の議長及び議事録

定款変更を行なうには、総会の特別議決と所管行政庁の認可が必

要です。(定款変更の効力発生時期は定款変更の認可書が組合に到達した日です。)

何らかの事情で定款変更が必要な場合には、一度定款全体を見直してみてはいかがでしょうか。その場合、総会に諮る前に必ず本会にご相談ください。

中央会の組織変更と人事

本会は4月1日組織変更し、銚子支所を廃止、松戸支所は連携支援部から指導相談室所管になった。

連携支援部は、従来の雇用支援グループを廃止して経営支援グループを新設。これにより経営支援、工業支援、商業支援の3グループとなった。

また、同日付けで次のような人事が発令された。一部既報。

- 【新任】
▽伊東雄二 参与
- 【異動】()内は旧職名
▽総務部
▽田川幸宗 総務部主査(主事)
▽船渡川孝 総務部調査役(連携支援部雇用支援グループ推進員)

【連携支援部】

- ▽鳥居俊夫 連携支援部主幹 商業支援グループリーダー(工業支援グループリーダー)
- ▽河野弘樹 連携支援部主幹 経営支援グループリーダー(商業支援グループリーダー)
- ▽斉藤清 連携支援部主幹 工業支援グループリーダー(主査 商業支援グループ)
- ▽東克典 連携支援部主査 経営支援グループ(工業支援グループ)
- ▽海老根博 連携支援部主査 商業支援グループ(主事 雇用支援グループ)
- ▽福永正昭 連携支援部主査 工業支援グループ(主事 商業支援グループ)
- ▽白井孝典 連携支援部主事 経営支援グループ(工業支援グループ)
- ▽池澤由寿 連携支援部主事 経営支援グループ(雇用支援グループ)
- ▽箱崎美和 連携支援部主事 工業支援グループ(雇用支援グループ)
- ▽豊田泰寛 連携支援部主事 商業支援グループ(工業支援グループ)
- ▽木村慎吾 連携支援部主事 工業支援グループ(雇用支援グループ)
- ▽金子友樹 連携支援部主事 商業支援グループ(主事)
- 【指導相談室】
▽橋本健一 指導相談室主幹(主査)